

東広島市監査公表第10号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成27年度財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

平成28年3月25日

東広島市監査委員	山	崎	幹	雄
同	水	戸		晃
同	小	川	宏	子

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

対象法人等	対象期間
株式会社 第一ビルサービス	平成27年度（平成27年8月末現在）

第2 監査の実施期間

平成27年11月6日から平成28年3月18日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係者からの説明聴取により実施した。

第4 監査の結果

監査の結果、事業運営等は関係規定等に従いおおむね適正に執行されていた。なお、軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。